

別記

【第 35 回審議会概要（主な意見等）】

審議事項（1）米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の進行管理について

事務局：令和元年度の進行管理について、前回の審議会で意見があった部分や新規事業などの項目を中心に説明した。【詳細説明略】

会長：要点をかいつまんで説明していただいた。御意見、御質問も含めてお出しただければと思う。

委員：今年度に国民の部落問題に対する意識調査を実施することになっている。米原市は人権に関する意識調査を5年に1回されているが、広く人権という形で、同和問題はごく限られている。国が行う調査と同じ調査を米原市として実施してもらい、国と米原市の結果を比較して、今後の部落問題に関する啓発の参考にしていただきたい。また戸籍の事前登録型本人通知制度の登録目標が300とあるが、到達していない。市職員が登録したら300を超えるのではないかと。以前自治会の人権フォーラムで、市の職員が説明をしてくれたが説明だけで終わった。地元の人が集まる機会ですて申込用紙を渡し、記入してもらえれば、登録者が増えると思う。登録者を増やすためには、登録を簡単にできるようにしてはどうか。埼玉では、窓口で戸籍や住民票を取りに来られた人に対し『こういう制度があります、登録していますか。』と声掛けて登録が増えたという例がある。もう1点は人権保育の関係で、旧4町では保育政策に違いがあった。合併後米原市としては、民間でも公立でも人権保育を推進していくというのが基本的な方向性だと思う。しかし現実には、滋賀県の人権保育研究会に加入しているのは公立の保育園だけで、民間保育所は加入していない。滋賀県では毎年人権保育研究集会をやっているが、米原市の民間保育園は行っていない。民間の自主性を尊重しないといけないが、市として声掛けや取組に関わっての予算措置など支援をしながら、米原市のすべての保育園で人権保育に取り組む仕組みを作っていないといけない。行政としてもう1回厳しく見て、書かれていない課題を挙げてほしい。障がい者差別解消推進法でも、行政の部分は義務化されており、取扱い要領を作れとなっている。行政の中で合理的配慮ができているのかどうか、チェックをしたのかどうかということも含めて。伊吹高校では車椅子での就学できやすいように改善をされたと聞いている。小中、保育所でも障がい者の人達が教育

を受けるための合理的配慮ができていのかどうか、あるいは調査がどうなのかということも含めて、もう少し厳しく見直して、解決に向けて行政として主体性をもって取り組んでもらうようにしてもらいたい。

会 長：4点あったが、今、答えられることがあればお願いしたい。

事 務 局：意識調査については以前から人権センターでも話を聞いており、国の意識調査を見ながら市としてできるかどうかを今後検討させていただきたい。市として、意識という部分では十分な把握ができていないところもあり、対応を進めていく必要があるかと思う。次にハートフルフォーラムにおいて自治会で声かけをしているが、伸びていないという現状がある。再度担当課にもご意見をお伝えする。人権保育については、民間と公立で差があるということをも十分承知はしておらず、担当課に報告をさせていただきたい。障がい者については、法が成立し、行政も対応するようにしているが、十分でない部分もある。合理的配慮をできるだけ進めさせていただきよう、市全体で考えさせていただきたい。

会 長：本人通知制度は窓口で制度について伝えるとか、チラシをおくとかポスターを貼るとか、庁内でできることはあるかと思う。他にご意見はないか。

委 員：30 ページ最初の『市職員における障がい者雇用体制』で、30 年度実施目標が2名の採用となっていて実際は1名の採用で終わっているが、どういう結果で1名となったのか。プライバシーのこともあるかと思うが。また元年度は採用の計画はないが、法定雇用率以上の雇用を目指すとなっているが、実際充足されているのかどうかお伺いしたい。

委 員：同じことを尋ねようと思っていた。人権総合センターとして今年職員を1人増やし、障がいを持たれている方を3か月間トライアル雇用とし、7月から正職員として雇用している。委員がおっしゃったように2名が1名になり、次は目標が0になっている。雇用率がどれくらいか教えてほしい。

事 務 局：実施目標2名であったが1名になったのは採用試験でということで、それぞれ事情があり答えにくいところではある。30年度は1名採用し、本年度4月現在、正確な数字は覚えていないが法定雇用率は達成している。継続して採用すべきとは考えているが、今現在エレベーターが山東庁舎にしかない。障がいの程度にもよるが、今後庁舎が1つになるため、他の庁舎に手を加えるのが難しい状況にある。率も達成しており見合わせようかということで、元年度の採用計画は無しとなっている。決して障がい者を採用しないということではない。

委員：庁舎が1つになり、山東庁舎が残って伊吹と近江はなくなるということであったが、職員は今何人くらいいるのか。統合して職員が減るということはないのか。

事務局：定数は425人。定数を減らすつもりはない。山東も総合支所と想定し、どれくらい要るのかというのはまだ固まっていないが、減るという想定はしていない。新しい庁舎はユニバーサルデザインで考えており、あらゆる障がいに対応できるため、その際には採用させていただきたい。

委員：3ページ2項目目の人権教育推進協議会で、元年度の目標は30年度と全く同じ。それに向けて『事業実施上の問題点、今後の課題等』として『活動の充実をはかる、今後は米原市人権教育推進協議会の事業の質を高めながら、参加者の裾野を広げていく必要がある』と。次に『人権の視点から見た効果』ということで『地域ぐるみの教育啓発や人材育成が期待できる』となっているが、『こういった必要がある』と、すぐに効果として『人材育成が期待できる』というのは違和感がある。真ん中にこういう課題を受け、こういう方法でこういう施策を、こういうことを実施していくという事がないことには、最後の『効果が期待できる』というのは矛盾したのではないかという気がする。その中間が見えてこない。27年度の基本方針で効果的な啓発に努めるとか、活動の充実に向けてその在り方を検討するとうたわれており、これを改訂しようとなっているが、見えてこない部分をきちんとしておかないと、ずっと同じ文言が続いていく気がする。こういう必要がある、効果がある、その真ん中の部分を考えていくことが重要ではないか。

会長：また気づいた点があれば戻ることも可能であるが、いったんこの案件は終了させていただく。

審議事項（2）米原市人権施策基本方針見直しにかかる意見照会結果について

事務局：基本方針見直しにあたって市役所の関係課に意見照会を行い、本課と担当課の考え方をまとめて一覧表にした資料に基づき、委員に意見を伺いたい項目を中心に説明した。【詳細説明略】

会長：説明のあった5点について、気づいた点があれば意見を出していただきたい。

委員：生活困窮者は、女性だから必ず貧困ではないし、同和地区出身だからと必ず貧困ではない。しかしそこに貧困層が集中しているのも事実としてある。生活困窮者に対する統一した政策が必要だと思うのでそこにも挙げておき、女性は女性で1人親家

庭についての制度があり、総合的な部分と女性の分野の中で、女性の貧困についてはこういうものがあると書くしかないのではないか。対策としては、そのような仕組みを組織の中に作ってしまう、それが隣保館だと思う。同和地区に隣保館を置いているのではなく、総合的なワンストップで対応できる継続的な支援ができる福祉施設が隣保館である。そこに生活困窮者の相談窓口があり、コントロールタワーとなって各課と調整しながら支援をしていくというのが考え方だと思う。それが現在の生活困窮者自立支援法の中に生かされていると思うので、項目としてはそこにくくった方がよいのではないか。ただし子どもの貧困については、保育から含めて虐待の問題も絡んでくるので独立して書いてもらいたい。ハラスメントについても、職場でのハラスメントが多いので、様々なハラスメントについては職場とか労働の部分で、特に均等法の中では明確にセクハラについて防止規定も含めて明記されているので、女性の分野で併記してもらった方がよいかと思う。

会 長：生活困難者の人権は独立させてそこで述べるとともに、例えば子どもの貧困であったら子どもの人権の中でも触れる。女性の中では1人親世帯の貧困の問題もあり、そういったことで触れていく。ハラスメントも職場の人権ということと、セクシュアル・ハラスメントは女性の中でも触れるという意見であった。他にご意見があればお願いしたい。

事 務 局：資料3ページの『ノーマライゼーションとインクルージョン』というのはいかがか。

委 員：ノーマライゼーションは昔から使われている。最近はいろんなところでインクルージョンが使われている。インクルージョン教育とか。そんなに変わらないと思う。

事 務 局：社会福祉課では、障がい者の計画の中で社会参加がしやすい基盤づくりというか、ノーマライゼーションというのが言われつつ、ある程度バリアフリー化も達成し、次の段階としてインクルージョンといって排除しないという社会を進められていると思う。それを障がい者の人権に限定した形にするのかどうかということを考えている。

委 員：最近では医療モデルから社会モデルと言われている。分かりやすく解説をしていかないと横文字が多くて分からない。

事 務 局：専門的な用語にとらわれてしまっている。

委 員：取ってつけた形で最近の流行りということだとやっていると分からないようになる。障がいがあることによって社会参加ができないという仕組みを変えないといけない。

会 長：社会が変わらないといけないということか。

- 委員：分かりやすく表現したらよいのではないか。言葉としては、こういったのがあると説明したほうがよい。
- 会長：『ノーマライゼーション』は使われることが少なくなってきたというか、『インクルージョン』という言葉がよく使われている。時代の変化を反映させて、分かりやすく記述することは大事かと思う。『セクシュアル・マイノリティ、LGBT』についてはどうか。
- 委員：LGBTのあとに文字をつける時もあるのでは。
- 会長：他にもあるということで『S』をつけたり、性別いずれかが決められていないということでクエスションの『Q』をつけたり、いろいろある。
- 事務局：対象者の漏れがなければよいのだが。用語を使うことによって、限定されてしまうといけない。LGBT以外の人達を含めたものを考えると、セクシュアルマイノリティや性的少数者としてはどうかと思っている。
- 会長：LGBTという言い方では、LとGとBとTという4種類の人がいるという誤解が生じる。Tはトランスジェンダーで心の性と体の性が一致していないということで、そのあり方も個人によってかなり多様である。体つきは男でも心は女だという人がいたとする。その人が男性を好きであったら、端から見れば男のような体の人が男性を好きだということになると同性愛者だと誤解する人がいるが、心は女性で女として男性が好きだという異性愛者である。LGBTそれぞれが独立しているのではなく、LGBの中にもトランスジェンダーがいる。逆にトランスジェンダーの中にもLGBがいる。LGBTという言い方はそれぞれ独立したものと誤解する人が増え、あまり適切ではないという指摘が最近出ている。セクシュアルマイノリティという表現がよいかと思う。他の点についてどうか。
- 委員：5ページの37番『一人ひとり』と『一人一人』のこと。センターで色々な文書を作るときは漢字とひらがなにしている。第2次改訂から漢字で『一人一人』に統一するということか。都市宣言は漢字とひらがなだが。
- 事務局：漢字を続ける場合、あとの漢字の読みは濁らせると聞いたことがある。『ひとりひとり』と呼ばさないためにひらがなで書いていたが、今の公文書の規程では漢字を続けるようになっている。
- 事務局：『一人一人』と書くのは公文書の規程で、行政が発する文書は主に漢字で書いている。この資料では、行政で出すものだから漢字表記で統一してはどうかと提案しているが、これは計画ものであるので、片方がひらがなの方が馴染みやすいというご意見

であれば、それでも問題はないかと思う。

会 長：最近は、後ろをひらがなにする『一人ひとり』を良く見る。

委 員：生涯学習課としては、同じ計画の中に漢字の記述とひらがなの記述が混在していたため、統一したらどうかと思い意見を出させてもらった。

事 務 局：どちらかに統一させたほうがよい。

会 長：この点については最終的に決めればよいかと思う。また委員の方でいろいろと考えるいただければと思う。

事 務 局：本日、意見書提出様式を配布している。全部の項目について説明が十分でなかったため、方針見直しについての意見照会結果について気づいた点等あれば、9月13日までにこの様式で提出、または電話をいただいてもよい。次回の審議会でいただいた意見を反映していきたい。

委 員：尋ねるのを忘れていて質問したいことがある。進行管理でインターネットの関係で、モニタリングを計画するとさっき言われたが、どのような内容か。

事 務 局：人権センターでのモニタリングの講座に職員が参加している。今後モニタリングをできないかと考えている。

委 員：今後とはいつか。

事 務 局：来年以降である。

委 員：来年度中か。お金はそんなに要らないと思う。職員が使っているインターネットではなく、別回線をつないでモニタリング専用のパソコンを1台置き、毎日ではなくても職員が交代で対応するなど、ぜひ来年度からお願いしたい。県内初めてとして。

委 員：人権総合センターではモニタリングに対する事業ということで、今年は勉強会をしようと思っている。県の人権センターの方に来ていただいて、職員と関係者として勉強会をし、ベースを固めて来年度以降にという予定。

会 長：他にはどうか。またもしご意見があれば、意見書等提出様式に記入し9月13日までに提出をいただきたい。それでは、本日の審議は終了させていただく。

事 務 局：審議に謝辞を述べ、その他の事務連絡として、再度、意見提出様式の説明および次回の審議会開催予定が10月9日（水）午前10時であることをお知らせし、審議会を終了した。